

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会

防犯灯設置費助成事業要領

1 目 的

防犯灯設置費助成事業は、防犯意識や地域福祉の向上を図るべく市内各地区の街灯を設置される際に、その経費の一部を予算の範囲で助成するものである。

2 助成対象

各地区(行政区単位)で防犯灯の設置や維持管理に関して住民の合意が十分に図られたうえで設置されるものについて、当年度内に1地区あたり2灯までを上限とし、1灯あたり次のとおり助成する。

(1) 新規設置 事業費の半額助成 (上限20,000円)

(2) 照明器具一式の取替え 事業費の半額助成 (上限10,000円)

※(100円未満切捨て)

3 申 請

当該地区の福祉員または代表者(区長等)が、着工前に美祢市社会福祉協議会へ問合せ、(0837-52-5222)次の所定の様式に必要事項を記入し、各地域福祉センター窓口申請するものとする。

(1) 防犯灯設置費助成金交付申請書

※添付書類

・工事費総額の領収書又は請求書の写し

・写真(着工前、着工後)

(2) 防犯灯設置助成金請求書

4 申請期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、予算がなくなりしだい終了する。

付 則

この事業要領は、平成24年 4月 1日より適用する。

この事業要領は、平成27年 4月 1日より適用する。

この事業要領は、平成29年 4月 1日より適用する。